



「被害者支援調整会議」の運営イメージについて

会議の構成機関	核となる構成機関は、大阪府知事部局〔治安対策課〕、大阪府警察本部〔府民応接センター〕、犯罪被害者等早期援助団体〔アドボカシーセンター〕、政令市〔大阪市及び堺市〕、条例制定市町村〔現時点では摂津市〕とし、これらに被害者居住地の市町村が必要に応じて参加する形態を採る。
市町村の参加	被害者居住地の市町村の参加については、当該市町村(の被害者に対する総合対応窓口)への支援という意味合いを含む。
民間支援団体の参加	犯罪被害者等早期援助団体以外の民間支援団体については、事案に応じて参加するものとする。(例：弁護士会、福祉協議会)
会議の開催頻度	「支援調整会議」は、対象事案(殺人、放火等の凶悪犯罪)の発生時に必要に応じて随時開催するほか、核となる構成機関による「研究会」(事例研究を通じてノウハウの蓄積、担当職員の研鑽を図る。)を概ね隔月開催する予定。 (※H29認知件数 殺人:106件、放火:177件、強盗:291件)
会議運営の役割分担	「支援調整会議」の庶務は大阪府知事部局(治安対策課)が行い、会議運営の中心となり関係機関との調整等を行う。支援計画を策定するコーディネーター役は犯罪被害者等早期援助団体が担う。